

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
海外不動産投資に関するパフォーマンス分析サービス提供業務の継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/10/8	株式会社IPDジャパン 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号及び第3号 ・統合ネットワークシステムが2026年6月まで稼働延長することとされ、当該システムと接続する既存外部ツール等を別のツール等に変更した場合、別途接続対応をしなければ利用できないことから、現行受託者である株式会社IPDジャパン社以外に代替性がないため。また、既存外部ツール等の現行契約期間終了後から共通業務基盤稼働開始までの短期間において、次期外部ツール等の導入に向けた調達手続きを実施した場合、統合ネットワークシステムと共通業務基盤それぞれに接続するための設計・構築費用等が追加で発生することとなり合理的でないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	42,427,000	-	-	-	-	-	
インフラストラクチャー投資に係るニュースサービス及びデータベースサービスの購入(継続)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/10/29	Mergermarket Consulting Limited 69/F The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong	○会計規程第32条第1項第1号 ・インフラ分野においては、当該業界の大きく目立った取引における情報のみ提供する社は他に存在するものの、当法人が求める個々の取引まで網羅し、業界の専門性に特化したサービスを提供しているのは、Mergermarket Consulting Limited社が提供するInfralogicのみであり、当該インフラ資産専門ニュース及び取引データベースサービスについて他に同様のサービスを提供する社がなく代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$20,736.00	-	-	-	-	-	・3,027,456円(1\$=146円換算)

競争性のない随意契約に係る情報の公表 (物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
給与計算及び個人番号収集・保管等委託業務の継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/9/1	みずほサーチ&テクノロジー株式会社 東京都江戸川区西葛西3-22-51	○会計規程第32条第1項第1号 ・統合ネットワークシステムが2026年6月まで稼働延長することとされ、当該システムに接続する給与計算及び個人番号収集・保管等委託業務に係る外部ツールを別のツール等に変更した場合、別途接続対応をしなければ利用できない。また、既存外部ツール等の現行契約期間終了後から共通業務基盤稼働開始までの短期間において、次期外部ツール等の導入に向けた調達手続きを実施した場合、統合ネットワークシステムと共通業務基盤それぞれに接続するための設計・構築費用等が追加で発生することとなり合理的ではない。これらのことを勘案すると現行受託者であるみずほサーチ&テクノロジー株式会社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	単価契約	-	-	-	-	-	・契約期間総額見込額: 2,655,804円
運用資産管理のためのデータウェアハウスの継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/9/13	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町1-9-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・統合ネットワークが2026年6月まで稼働延長することとされ、当該ネットワークと接続している既存外部ツール等を別のツール等に変更した場合、別途接続対応をしなければ利用できない。また、既存外部ツール等の現行契約期間終了後から共通業務基盤稼働開始までの短期間において、次期外部ツール等の導入に向けた調達手続きを実施した場合、統合ネットワークと共通業務基盤それぞれに接続するための設計・構築費用等が追加で発生することとなり合理的でない。これらのことを勘案すると現行受託者である株式会社野村総合研究所以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	763,125,000	-	-	-	-	-	・複数年契約
「事務室拡張に伴う統合ネットワークシステム等の改修及び保守業務」の保守業務の延長	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/9/17	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、法人オフィスに敷設済みのネットワークの拡張及び同ネットワーク上で稼働する統合ネットワークシステムの設定変更に伴う保守業務を延長するものであり、稼働中の統合ネットワークシステムの既存サービスの提供に支障が生じないよう実施する必要があること、また設定変更部分を含めた一体的な保守により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であることから、現行受託者以外である株式会社日立システムズ以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	6,910,596円(固定費) +変動費	-	-	-	-	-	・複数年契約 ・契約期間総額見込額: 9,303,096円
CUSIPライセンスの取得	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/9/24	CUSIP GLOBAL SERVICES 45 Glover Avenue, Norwalk, CT 06850, USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件の銘柄コードのライセンスは、ライセンス保有者がデータの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方であるCUSIP GLOBAL SERVICES社が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$33,232.00	-	-	-	-	-	・4,851,872円 (1\$=146円換算)
証券マスタの拡充に係る外国株価指数構成銘柄データの追加購入	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/9/25	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件の指数構成銘柄データは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方であるMSCI合同会社が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$31,900.00	-	-	-	-	-	・5,040,200円 (1\$=158円換算)
証券マスタの拡充に係る外国株価指数構成銘柄データ(過去データ)の追加購入	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/9/25	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件の指数構成銘柄データは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方であるMSCI合同会社が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$446,600.00	-	-	-	-	-	・70,562,800円 (1\$=158円換算)
統合ネットワークシステムにおける仮想端末追加・運用・保守業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/9/27	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、統合ネットワークシステム上で稼働する仮想端末環境への追加構築であり、統合ネットワークシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、現行受託者である株式会社日立システムズ社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	16,527,192	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
人事評価研修の実施業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/8/1	エーオンソリューションズジャパン株式会社 東京都千代田区永田町2-10-3	○会計規程第32条第1項第1号 ・エーオンソリューションズジャパン株式会社は2022年度に実施した人事評価制度の見直し及び2023年度に実施した研修を担当したコンサルティング会社であり、同社以外に当法人の評価制度を熟知する者がおらず、また、過去に実施した研修との一貫性・整合性を保ちつつ、最も高い研修効果を得る上で、エーオンソリューションズジャパン株式会社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,980,000	-	-	-	-	-	
統合ネットワークシステムにおける物理端末追加に伴う物理端末セットアップ及び保守業務一式	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/8/9	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、統合ネットワークシステムの仮想端末に接続が可能となるように、物理端末の設計・設定・動作確認を実施するものとなり、統合ネットワークシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また一体的な保守により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、現行受託者である株式会社日立システムズ社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	3,357,750	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることと会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
オルタナティブ投資にかかる調査のためのデータベースサービス及び刊行物の購入	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/7/12	Preqin Ltd. 1st Floor, Verde, 10 Bressenden Place, London SW1E 5DH, United Kingdom	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、オルタナティブ資産3資産(PE・インフラ・不動産)の運用会社および投資ファンドに関する定量・定性的な情報をグローバルに比較可能な形で収録し、40年以上に亘るデータを提供しており、一部資産のサービスを提供している他社は存在するものの、当法人の求めるサービスに合致するのはPreqin社のみで、他に同様なサービスを提供する社がなく代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	550,000.00	-	-	-	-	-	・7,800,000円(1\$=156円換算)
統合ネットワークシステムの稼働延長に伴う利用継続	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/7/16	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、現行受託者である株式会社日立システムズが設計・構築・運用保守を実施している統合ネットワークシステムを稼働延長するものであり、稼働中の既存サービスの提供に支障が生じないよう実施する必要があること、また構築部分を含めた一体的な保守により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であることから、統合ネットワークシステムの現行受託者である株式会社日立システムズ社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	593,422,446(固定費)+変動費	-	-	-	-	-	・複数年契約 ・契約期間総額見込額: 879,471,186円
運用委託業務等の自動化による事務効率化の運用・保守等業務(2024年度追加要望EUC/RPA開発対応)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/7/18	株式会社DTS 東京都中央区八丁堀2-23-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、現行の受託者が過去に開発したEUC/RPAツールに対する改修・追加対応を行うものである。EUC/RPAツールは法人の要望に合わせて独自に開発されたものであり、その改修・追加対応は、現行の受託者である株式会社DTS社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	23,100,000	-	-	-	-	-	
資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスのライセンス追加	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/7/22	ブルームバーグ・エル・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの利用においては、当該サービスのベンダーであるブルームバーグ社からライセンスを購入する以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	5,300,010	-	-	-	-	-	・複数年契約
内線電話のモバイル化に係るスマートフォンへの追加および運用・保守業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/7/23	KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1	会計規程第32条第1項第1号 ・本件は現行受託者であるKDDI株式会社が設計・構築・運用保守を実施しているクラウドPBX(電話交換機)を用いた電話環境の下で利用する端末の追加対応であり、当法人が求めるセキュリティポリシーに則して稼働している既存サービスの提供に支障が生じないようにすること、また構築部分を含めた一体的な保守による障害発生時の迅速な対応等が必須である。以上により、現行受託者であるKDDI株式会社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	2,816,629	-	-	-	-	-	・複数年契約
統合ネットワークシステムの稼働延長に伴う基盤維持	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/7/29	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、現行受託者である株式会社日立システムズが設計・構築・運用保守を実施している統合ネットワークシステムの稼働延長のために基盤維持するものであり、稼働中の既存サービスの提供に支障が生じないよう実施する必要があること、また構築部分を含めた一体的な保守により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であることから、現行受託者である株式会社日立システムズ社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	513,259,101(固定費)+変動費	-	-	-	-	-	・複数年契約 ・契約期間総額見込額: 529,030,513円

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
Horizon Custom Beta Balancer 指数の利用(直接契約分)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/6/7	アプライド・アカデミクス株式会社 東京都品川区西五反田3-15-6	○会計規程第32条第1項第1号 ・現在アクティブポートフォリオ全体のリスク管理を含めた最適化は、アプライド・アカデミクス社独自のノウハウに基づいて実施している。本件インデックスはそれをより精緻化させるものであり、アプライド・アカデミクス社しか実施できないことからアプライド・アカデミクス社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	93,670,611	-	-	-	-	-	
事務室拡張に伴う統合ネットワークシステム等の改修及び保守業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/6/10	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、既存法人オフィスに敷設済みのネットワークの拡張及び同ネットワーク上で稼働する統合ネットワークシステム等の設定変更を行うものであり、当該システムの保守運用業務は株式会社日立システムズが一括して行っている。同ネットワーク上への機器追加及び設定変更等に当たっては、ネットワーク全体として適切に稼働するよう機器の選定及び設計・構築が必要であること、また、一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、統合ネットワークシステムの現行受託者以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	62,266,292(固定費) +変動費	-	-	-	-	-	契約期間総額見込額: 63,542,292円
統合ネットワークシステムにおける仮想端末追加・運用・保守業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/6/13	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、統合NWシステム上で稼働する仮想端末環境(260台)への追加構築(+20台の計280台)であり、統合NWシステムと一体的に稼働するよう設計・構築すること、また一体的な運用により情報セキュリティの確保、障害発生時の迅速な対応等が必須であり、(株)日立システムズ以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	17,708,482	-	-	-	-	-	・複数年契約
資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスのライセンス追加	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/6/14	ブルームバーグ・エル・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・統合運用管理基盤提供サービスの利用においては、当該サービスのベンダーであるブルームバーグ社からライセンスを購入する以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	5,619,937	-	-	-	-	-	・複数年契約
ポートフォリオのリスク・リターン分析ツール(Barra One)上で利用するETFファンドデータの取得	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/6/14	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	会計規程第32条第1項第1号 ・ETFファンドデータ取得にあたっては、MSCI合同会社がデータベンダーから仕入れたETFファンドデータを加工し、クレンジングすることで初めてBarra Oneにおいて利用可能になるため、Barra OneのツールベンダーであるMSCI合同会社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	14,443,143	-	-	-	-	-	・複数年契約
資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスのライセンス追加	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/6/24	ブルームバーグ・エル・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・統合運用管理基盤提供サービスの利用においては、当該サービスのベンダーであるブルームバーグ社からライセンスを購入する以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	5,559,410	-	-	-	-	-	・複数年契約

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/1	株式会社ブリッジ 東京都千代田区神田三崎町3-7-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・各人材紹介業者については、当法人が希望する人材についての程度確保できるかは不明であること、報酬は採用に至って初めて発生するものであることから、より良い人材を確保するために、当法人が示す手数料率等の条件をクリアしたすべての応募者と基本契約を行うことが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年収の一定割合	-	-	-	-	-	
資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスのライセンス追加	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/7	ブルームバーグ・エル・ビー 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計規程第32条第1項第1号 ・資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの利用においては、当該サービスのベンダーであるブルームバーグ・エル・ビー社からライセンスを購入する以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	11,948,900	-	-	-	-	-	
労働者派遣基本契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/14	ベース株式会社 東京都千代田区外神田4-14-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・当法人が希望する派遣労働者を適時に手当てできるかは、各派遣事業者の人員確保事情によることから、業務に支障が生じぬよう、派遣事業者を複数確保しておく必要がある(特に最近では労働者不足の影響が見られる。)。また、派遣事業者への報酬については、個別契約を締結した労働者の派遣実績に応じて支払うこととなるため、応募資格要件を満たす全ての派遣事業者と基本契約を行う公募とすることが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	派遣労働者受入れの都度締結する個別契約に基づく時間単価 派遣料金	-	-	-	-	-	※派遣労働者1名あたり 見込年額:6,750,000円
外国株式アクティブに係るS&P TSX Capped Composite Indexの購読	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/21	TSX Inc. EY Tower 300-100 Adelaide Street West, Toronto, ON M5H 1S3	会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$35,175.00	-	-	-	-	-	・5,276,250円(1\$=150円換算)
事務室拡張に伴う電話設備増設業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/24	KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1	会計規程第32条第1項第1号 ・本件は現行受託者であるKDDI株式会社が設計・構築・運用保守を実施しているクラウドPBX(電話交換機)を用いた電話環境への増設対応であり、稼働中の既存サービスの提供に支障が生じないようにすること、また構築部分を含めた一体的な保守による障害発生時の迅速な対応等が必須であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,972,850	-	-	-	-	-	
事務室拡張に伴う内装工事一式	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/24	森ビル株式会社 東京都港区六本木6-10-1	会計規程第32条第1項第1号 ・内装造作設備工事については、森ビル株式会社との間で締結している定期賃貸借契約書にて森ビル株式会社に依頼することが規定されており、他の事業者へ依頼することはできないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	45,152,800	-	-	-	-	-	
事務室拡張に伴うセキュリティ設備等増設工事	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/27	NECネットエスアイ株式会社 東京都中央区日本橋室町3-2-1	会計規程第32条第1項第1号 ・本件は、法人オフィスに設置済のセキュリティシステムの拡張を行うものであり、セキュリティシステムの構築から保守業務までを担っているのはNECネットエスアイ株式会社である。障害発生時の迅速な対応等が可能であるとともに、秘匿性を保持しながら工事の施工を行うことができるのは、NECネットエスアイ株式会社のみであるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	14,377,314	-	-	-	-	-	
ポストキャリアフォーラム2024への参加に係る業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/27	株式会社キャリアタス 東京都文京区後楽2-5-1	会計規程第32条第1項第1号 ・ポストキャリアフォーラムの主催者は株式会社キャリアタスの子会社であるCareer-Tasu USA, Inc.であり、株式会社キャリアタスは本企画について日本における販売及び契約を独占的に請け負っている。そのためブース賃借から運営サポートに至るまで独占的に供給することとされており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	4,610,000(固定費)+ 変動費	-	-	-	-	-	契約期間総額見込額: 5,312,870円
労働者派遣基本契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/31	サインポスト株式会社 東京都中央区日本橋本町4-12-20	○会計規程第32条第1項第1号 ・当法人が希望する派遣労働者を適時に手当てできるかは、各派遣事業者の人員確保事情によることから、業務に支障が生じぬよう、派遣事業者を複数確保しておく必要がある(特に最近では労働者不足の影響が見られる。)。また、派遣事業者への報酬については、個別契約を締結した労働者の派遣実績に応じて支払うこととなるため、応募資格要件を満たす全ての派遣事業者と基本契約を行う公募とすることが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	派遣労働者受入れの都度締結する個別契約に基づく時間単価 派遣料金	-	-	-	-	-	※派遣労働者1名あたり 見込年額:6,750,000円

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
労働者派遣基本契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/31	株式会社パワーソリューションズ 東京都千代田区九段北1-13-5	○会計規程第32条第1項第1号 ・当法人が希望する派遣労働者を適時に手当てできるかは、各派遣事業者の人材確保事情によることから、業務に支障が生じぬよう、派遣事業者を複数確保しておく必要がある(特に最近では労働者不足の影響が見られる。)。また、派遣事業者への報酬については、個別契約を締結した労働者の派遣実績に応じて支払うこととなるため、応募資格要件を満たす全ての派遣事業者と基本契約を行う公募とすることが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	派遣労働者受入れの都度締結する個別契約に基づく時間単価派遣料金	-	-	-	-	-	※派遣労働者1名あたり見込年額:6,750,000円
米国税務当局等への税務申告代行等業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/5/31	EY税理士法人 東京都千代田区有楽町1-1-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・本契約の性質及び緊急性から、①米国税務申告に関連する高度な知見を有すること、②当法人の性質や投資スキーム等を理解していること、③速やかに契約締結し税務申告・延長申請の申告期限の遵守に対応できること、の3点を満たす者との契約が必要である。当該要件を満たす者は、企画競争により選定した税務助言等業務の契約相手方である税理士法人3者のうちEY税理士法人以外にいないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	単価契約	-	-	-	-	-	契約期間総額見込額:18,711,000円

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管都道府県所管の区	応札・応募者数	
ベンチマーク等データ利用(外国株式指数等(MSCI)情報の利用)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$34,650.00	-	-	-	-	-	・5,162,850円(1\$=149円換算)
オルタナティブ資産における伝統資産とのパフォーマンス比較のための指数	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$67,210.00	-	-	-	-	-	・10,014,290円(1\$=149円換算)
指数会社との直接契約(MSCI)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$991,430.00(固定費)+変動費(運用資産残高に応じて変動)	-	-	-	-	-	・147,723,070円(1\$=149円換算)
GICS(Global Industry Classification Standard)情報を使用するためのデータ利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	MSCI Inc. 7 World Trade Center 250 Greenwich Street, 49th Floor New York , NY 10007, USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・GICSデータはMSCIとS&Pが共同開発し知的財産権は両者に帰属しているが平成28年度のデータ利用開始時に、当法人に有利であったMSCIと契約することとした。S&Pと契約する場合には、蓄積したデータを放棄する必要があり、継続の状況でデータを利用するという観点で代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$15,700.00	-	-	-	-	-	・2,339,300円(1\$=149円換算)
ベンチマーク等データ利用(ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスデータ提供)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	Bloomberg Index Services Limited 731 Lexington Avenue New York, NY 10022, USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$95,000.16	-	-	-	-	-	・14,155,024円(1\$=149円換算)
指数会社との直接契約 (FTSE INTERNATIONAL LIMITED)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	FTSE INTERNATIONAL LIMITED 10 Paternoster Square, London, EC4M 7LS, United Kingdom	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	契約金額については、運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
外国債券指数(FTSE債券インデックス)情報の利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	FTSE FIXED INCOME LLC 28 Liberty Street, 58th Floor, New York, NY 10005 USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$13,506.60	-	-	-	-	-	・2,012,483円(1\$=149円換算)
指数会社との直接契約 (FTSE FIXED INCOME LLC)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	FTSE FIXED INCOME LLC 28 Liberty Street, 58th Floor, New York, NY 10005 USA	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	契約金額については、運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
ベンチマーク等データ利用 (Russell/Nomuraデータ利用料)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町1-9-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	2,640,000	-	-	-	-	-	

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管都道府県所管の区	応札・応募者数	
ベンチマーク等データ利用(NOMURA-BPIデータ利用料)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町1-9-2	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,188,000	-	-	-	-	-	
国内株式指数(TOPIX)情報の利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	株式会社JPX総研 東京都中央区日本橋兜町2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	7,436,000	-	-	-	-	-	
指数会社との直接契約(JPX総研)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	株式会社JPX総研 東京都中央区日本橋兜町2-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	16,500,000	-	-	-	-	-	
指数会社との直接契約(S&P Opco, LLC)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	S&P Opco, LLC 55 Water Street, New York, New York 10041	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	契約金額については、運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
指数会社との直接契約(モーニングスター・ジャパン)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	モーニングスター・ジャパン株式会社 東京都港区新橋1-1-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、親会社であるモーニングスター社が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	5,500,000(固定費)+ 変動費(運用資産残高に応じて変動)	-	-	-	-	-	
WMロイターレートの利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/1	リフィニティブ・ジャパン株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・マネジャーベンチマークでもある当該指数は、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。 本件は、既契約書における更新条項により1年に限り契約を継続したものである。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	1,112,760	-	-	-	-	-	
労働者派遣基本契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/5	アデロ株式会社 東京都千代田区霞が関3-7-1	○会計規程第32条第1項第1号 ・当法人が希望する派遣労働者を適時に手当てできるかは、各派遣事業者の人材確保事情によることから、業務に支障が生じぬよう、派遣事業者を複数確保しておく必要がある(特に最近では労働者不足の影響が見られる。)。また、派遣事業者への報酬については、個別契約を締結した労働者の派遣実績に応じて支払うこととなるため、応募資格要件を満たす全ての派遣事業者と基本契約を行う公算とすることが適当であるため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	派遣労働者受入れの都度締結する個別契約に基づく時間単価 派遣料金	-	-	-	-	-	※派遣労働者1名あたり 見込年額:6,750,000円
ポートフォリオのリスク・リターン分析ツール(BarraOne)の継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/11	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	○会計規程第32条第1項第1号及び会計規程第32条第1項第3号 ・統合NWの稼働延長に伴い、現在統合NWと接続している既存外部ツール等を別のツール等に変更した場合、別途接続対応をしなければ利用できないため代替性がない。また、既存外部ツール等の現行契約期間終了後から共通業務基盤稼働開始までの短期間において、次期外部ツール等の導入に向けた調達手続きを実施した場合、統合NWと共通業務基盤それぞれに接続するための設計・構築費用等が追加で発生することとなり合理的でないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	82,720,000	-	-	-	-	-	

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・ 応募者数	
資産管理機関データのポートフォリオのリスク・リターン分析ツール (Aladdin)へのデータ連携	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/15	BlackRock Financial Management, Inc. 50 Hudson Yards, New York, NY 10001, United States of America	○会計規程第32条第1項第1号 ・本件においては、Blackrock Financial Management, Inc.が示すデータフォーマットに合わせて当法人がデータを作成するため、本番の運用を想定したテスト等を行うには、データの送信先であるAladdinの提供会社であるBlackrock Financial Management, Inc.の支援が不可欠である。また、AladdinはBlackrock Financial Management, Inc.の提供するシステムであり、同社が一切の権利を有していることから、同社以外に代替性が無いため。	会計規程施行細則第50 条第2号により省略	112,500,000	-	-	-	-	-	
ポートフォリオのリスク・リターン分析ツール (Aladdin)の継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2024/4/17	BlackRock Financial Management, Inc. 50 Hudson Yards, 415 10th Avenue, New York, NY 10001United States of America	○会計規程第32条第1項第1号及び会計規程第32条第1項第3号 ・統合NWの稼働延長に伴い、現在統合NWと接続している既存外部ツール等を別のツール等に変更した場合、別途接続対応をしなければ利用できないため代替性がない。また、既存外部ツール等の現行契約期間終了後から共通業務基盤稼働開始までの短期間において、次期外部ツール等の導入に向けた調達手続きを実施した場合、統合NWと共通業務基盤それぞれに接続するための設計・構築費用等が追加で発生することとなり合理的でないため。	会計規程施行細則第50 条第2号により省略	375,696,750	-	-	-	-	-	